

2. 古賀賞(繁殖特別賞)

(1) 趣旨 動物園・水族館における動物の繁殖技術の向上に特に功労のあった業績を讃えることにより、展示動物の増殖と種の保存に資することを目的として、昭和62年度より実施している。この賞は希少動物の保護増殖に寄与された元会長の古賀忠道博士の功績を記念するとともに同博士よりの寄付金を基金として運営されている。

(2) 表彰対象 次に掲げる分野において顕著な功績または模範として推奨に値する業績のあったものを表彰する。(古賀賞表彰規程第3条)

- ①飼育下において繁殖させることが困難で世界的にも例の少ない種における繁殖
- ②複数数世代にわたり多数の繁殖を成功させ、それが遺伝学的にも十分な配慮がなされている場合
- ③動物舎、飼料、その他飼育管理において独創的な工夫をした結果としての繁殖
- ④人工授精、人工受胎、人工育成などで、他の例の乏しい独自の努力や画期的な開発がなされた結果としての繁殖

(3) 審査 本協会の理事、顧問等よりなる表彰審査会において審査する。

(4) 賞 表彰状およびメダルを贈呈する。

(5) 表彰日 平成22年度通常総会日

(6) 表彰業績 平成22年度(第24回)の表彰業績

「アカウミガメの繁殖と保護活動」

表彰対象者：名古屋港水族館 飼育展示第一課

業績の概要：自然下、飼育下とともに基礎的な知見が少ない中で、ウミガメの飼育に適した水槽と、上陸産卵が可能な砂場を併設した施設「ウミガメ回遊水槽」を造成するとともに、餌の種類、質、給餌方法等の工夫、さらには、水質、水温、気温、光周期等環境条件の調整を行って飼育管理方法を確立し、アカウミガメの繁殖を促すことに成功した。

アカウミガメの卵のふ化場、およびふ化個体の育成水槽を造成して卵、ふ化個体を大量に収容、維持管理することを可能にした。その結果、1995年に世界で初めて屋内飼育環境下で繁殖して以来、2009年まで15年連続で繁殖に成功している。

水槽、砂浜両部に設置した監視システムを用い、アカウミガメの交尾、産卵行動を詳細に観察するとともに、血液中性ホルモンの動態、子ガメの父親鑑定結果等から、アカウミガメの交尾から受精にいたる仕組みを明らかにした。さらに、雌雄の組合せを管理するとともに繁殖の促進、および血統の維持管理につとめた。

1992年に愛知県豊橋市表浜海岸にて保護した卵からふ化育成した雌のアカウミガメが、2005年3月、1995年に当館で繁殖したF1世代の雄と交尾して、繁殖に成功したことを確認した。ウミガメ類で年齢の判明している個体が繁殖した例は少なく、大変貴重な事例である。

これらのこととは、古賀賞制定の意図にも合致するもので、今後の希少動物の種の保存に貢献し有意義であると高く評価された。

(7) 古賀賞受賞実績(第1回～第23回)

第1回(昭和62年度)

(東京都多摩動物公園) 『アミメキリンの繁殖と繁殖群の維持』

(京都市動物園) 『ローランドゴリラの繁殖について(二世及び三世)』

(沖縄記念公園水族館) 『ネムリブカの水槽内二世代繁殖』

第2回(昭和63年度)

- (広島市安佐動物公園) 『飼育下におけるオオサンショウウオの産卵、ふ化、育成』
(東京都恩賜上野動物園) 『ジャイアントパンダの繁殖』
- 第3回 (平成元年度) 受賞なし
第4回 (平成2年度)
(東京都多摩動物公園) 『ニホンコウノトリの繁殖』
第5回 (平成3年度) 受賞なし
第6回 (平成4年度)
(鹿児島市平川動物公園) 『アマミノクロウサギの飼育研究』
(東京都多摩動物公園) 『各種昆虫類の飼育法の開発及び飼育下での累代繁殖による展示』
第7回 (平成5年度)
(江ノ島水族館) 『クラゲ類の飼育繁殖』
第8回 (平成6年度)
(井の頭自然文化園) 『カモ類の繁殖』
第9回 (平成7年度)
(広島市安佐動物公園) 『クロサイの継続した繁殖と種の保存への貢献』
第10回 (平成8年度)
(滋賀県立琵琶湖文化館) 『日本産希少淡水魚の継代繁殖 (1) アユモドキ (2) イタセンパラ (3) ニッポンバラタナゴ (4) ゼニタナゴ (5) ヒナモロコ (6) ウシモツゴ』
第11回 (平成9年度)
(串本海中公園センター) 『ムラサキハナギンチャク繁殖個体の放流による自然個体群回復の試み』
第12回 (平成10年度)
(東海大学海洋科学博物館) 『ハリセンボンほか海産硬骨魚類の水族館における繁殖と育成』
第13回 (平成11年度) 受賞なし
第14回 (平成12年度) 受賞なし
第15回 (平成13年度)
(井の頭自然文化園) 『井の頭自然文化園におけるニホンリスの累代飼育と新たな展示手法について』
第16回 (平成14年度)
((財)ふくしま海洋科学館) 『サンマの累代飼育と展示』
第17回 (平成15年度)
(福岡市動物園) 『飼育下におけるツシマヤマネコの繁殖』
第18回 (平成16年度)
(鳴川シーワールド国際海洋生物研究所、鳴川シーワールド)
『人工授精によるバンドウイルカの繁殖』
第19回 (平成17年度)
(京急油壺マリンパーク) 『キタイワトビペンギン *Eudyptes chrysocome moseleyi* の飼育下二世代繁殖』
第20回 (平成18年度)
(東京都多摩動物公園) 『チンパンジーの累代繁殖、血統登録業務ならびに各種エンリッチメントの開発』
第21回 (平成19年度)
① (名古屋港水族館) 『ナンキョクオキアミの長期飼育と継代繁殖』
② (釧路市動物園) 『傷病保護個体の活用による北海道産タンチョウの累代繁殖』

第22回（平成20年度）

（鶴岡市加茂水族館）『オキクラゲ、その他クラゲの累代繁殖』

第23回（平成21年度）

（東京都多摩動物公園）『トキ類の累代繁殖』

3. 技術研究表彰

(1) 審査対象 動物園水族館雑誌第50巻第2、3・4号、第51巻第1・2号に掲載された報告論文のうち、宿題調査報告、資料を除いた9編

(2) 賞 表彰状とバッヂを贈呈

(3) 表彰日 平成22年度通常総会日

(4) 表彰論文、表彰者および論文要旨

①「上野動物園に持ち込まれた傷病鳥類の保護事例分析」（第50巻第2号掲載）

笠原道子、半澤典子、小宮輝之（東京都恩賜上野動物園）

[論文要旨]

東京都恩賜上野動物園にて過去40年間に保護された傷病鳥類3,449羽のデータを集計し、分析を行った。その結果、保護された鳥の中には、『東京の鳥』（東京都産鳥類目録）において過去に東京本土で確認されていない種が9種あった。その中に含まれたコアホウドリやコシジロウミツバメなどの海鳥の保護理由の一つとして、前日の台風などによる大風が考えられた。

また、保護羽数の年別変化では、近年になって湿地、水辺に生息する鳥、渡りをする鳥および市街地に生息する鳥の一部で保護羽数の減少がみられた。反対にカワウやユリカモメなど、以前に比べて保護羽数が増加している種もみられた。有害鳥類のハシブトガラスやドバトの保護羽数の変動、および2003年以降ガビチョウなどの特定外来種の保護がみられ始めたことなどは、動物園での傷病鳥類の保護事例を分析することによって生態系での野鳥の生息状況や人間が及ぼす自然界への影響を評価するための一指標になると考えられる。

②「インドゾウにおける市販のエンザイムイムノアッセイキットを用いた血中プログステロン測定による分娩予測」（第50巻第3・4号掲載）

浜 夏樹、山田亜紀子、嶋谷吉彦、石川康司、関 和也、芦田雅尚、本田純也、大山裕二郎、松尾嘉則（神戸市立王子動物園ほか）

[論文要旨]

インドゾウ *Elephas maximus indicus* の妊娠末期における分娩日の予測のため市販のエンザイムイムノアッセイキットを用いて血中プログステロンの測定をおこなった。その結果、検査に供した1頭のインドゾウについて、妊娠期間中高値を示していた血中プログステロン値が分娩の4日前に基底値にまで下降した。血中プログステロンの動態から推測される妊娠期間は680日であった。使用したキットでは、血清からのステロイド抽出作業を含めて約4時間で測定結果が得られた。本研究ではこのキットの迅速性とともに、インドゾウにおける分娩日の予測への有用性が立証された。

第14. 国際交流

1. CBSG年次総会

- (1) 開催日時 平成21年10月1日～4日
- (2) 開催場所 アメリカ・セントルイス市
- (3) 主催者 IUCN/SSC/CBSG(世界自然保護連合／種保存委員会／保全繁殖専門家集団)
- (4) 出席者 富田恭正(東京多摩動物公園)

2. 第63回世界動物園水族館協会(WAZA)年次総会

- (1) 開催日時 平成21年10月4日～8日
- (2) 開催場所 アメリカ・セントルイス市
- (3) 出席者 協会からの派遣：北村健一（日動水協事務局）

3. 東南アジア動物園協会(SEAZA)年次総会

- (1) 開催日時 平成21年8月5日～9日
- (2) 開催場所 韓国・ソウル市
- (3) 出席者 協会からの派遣：北村健一（日動水協事務局）、高見一利（大阪市天王寺動物園）

第15. 関係団体等との協力

下記団体に加入又は、寄付し、関係事業に協力した。

1. 国際機関

- (1)国際自然保護連合(IUCN) 及び同日本委員会(IUCN-J)
 - ①協力要領 国際は団体会員として、国内は日本委員会の一員として情報交換など実施。
 - ②会費年額 2,528スイスフラン(約225,000円)(国際)+30,000円(IUCN-J)
- (2)世界動物園水族館協会(WAZA)
 - ①協力要領 団体会員として入会、年次総会参加や各種情報交換、交渉、調整を実施。
 - ②会費年額 2,500スイスフラン(約222,000円)
- (3)保全繁殖専門家集団(CBSG)(再掲、第10.種の保存に関する活動の5参照)
 - ①財政支援 3,500ドル(約330,000円)

2. 国内機関

- (1)(財)日本博物館協会
 - 団体会員として入会、総会や研修会等の参加や印刷物交換など実施。
 - ①会費年額 30,000円
- (2)日本ツル・コウノトリネットワーク
 - 団体として加入し、連絡会議等に参加し情報交換など実施。
 - ①会費年額 5,000円

第16. ワシントン条約関連による緊急保護

1. 経済産業省よりの委託

空港等の税関で、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(通称：ワシントン条約、CITES)により緊急保護収容の必要の生じた動物のあった場合、経産省との寄託契約に基づき、協会加盟の動物園・水族館がこれを保護収容し飼育にあたっているが、平成21年度中のワシントン条約による緊急保護動物は下記のとおりである。

(1) 緊急保護

No.	動物名	数量	到着地	収容年月日	収容園館名
1	インドホシガメ	1	不 明	2009年 6月19日	天王寺
2	エロンガータリクガメ	5	成田空港	2009年 9月10日	埼玉動
3	ハナガメ	3	成田空港	2009年 9月10日	埼玉動
4	ナスタカメレオン	4	成田空港	2009年11月 5日	上野動

(2) 集計	(収容園館数)	(種数)	(点数)
平成20年度より引継いだ受託動物	74	123	1,123
平成21年度中に発生した受託動物	3	4	13
平成21年度中に死亡した受託動物	42	48	121
平成22年度に引継いだ受託動物	72	119	1,015

*点数の内訳：哺乳類95. 鳥類69. 爬虫類829. 両生類2. 魚類等20.

第17. 動物情報センターの活動

1. 各種情報・資料の収集

(1) 海外情報・文献の収集

当協会が加盟する世界動物園水族館協会(WAZA)および保全繁殖専門家集団(CBSG)、ISIS(国際種情報機構)、次の主な地域動物園関連団体から送付される機関紙、インターネットを通じて供される情報を収集している。

WAZA <http://www.waza.org> e-mail:secretariat@waza.org

CBSG <http://www.cbsg.org> e-mail:office@cbsg.org

ISIS <http://www.isis.org> e-mail:isis@isis.org

(世界の主な地域動物園関連団体)

AZA (アメリカ動物園水族館協会) <http://www.aza.org>

ARAZPA (オーストラレーシア動物園水族館協会) <http://www.arazpa.org.au>

EZA (ヨーロッパ動物園水族館協会) <http://www.eaza.net>

PAAZAB (パン・アフリカ動物園水族館植物園協会) <http://www.paa zab.org>

SEAZA (東南アジア動物園協会) <http://www.seaza.org>

なお、上記動物園水族館関係機関のほか世界自然保護連合(IUCN)等から印刷物の送付がある。

(2) 国内外情報等の収集、関係官庁との連絡調整

関係官庁や各種自然保護団体からの情報収集や各種出版物の交換などの日常業務のほか、環境省野生生物課とは、種保存委員会事務局長が座長を務める「動物種生息域外保全モデル事業検討

委員会」に出席するとともに、加盟園館がモデル事業(ハリヨ、ナゴヤダルマガエルなど)の委託を受け飼育を開始した。また、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」上の動物移動関係などの諸問題、各種手続きについて隨時連絡調整を行った。更に、同省動物愛護管理室には、昨年度に引き続き、「動物の愛護及び管理に関する法律」上の取扱業者問題の改善要望を行った。

次に、文部科学省の博物館倫理規定に関する調査研究委員会には、副会長が委員として出席し、「これから博物館の在り方に関する検討会」には専務理事がオブザーバーとして出席した。また、新公益法人への移行事務に関しては、同省社会教育課法人担当とは連絡を密にしている。更に、経済産業省とはワシントン条約違反動物について、厚生労働省、農水省とは感染症問題などについて円滑な連絡調整にも努めた。

なお、海外機関との関係では、8月のSEAZA総会、10月のWAZA総会に日動水から出席し、特に、WAZA総会では、クマ牧場問題やイルカ漁問題について一定の評価を得ることができた。

なお、受理した通知文、文献などの各種情報は非公開HP掲示板や月報に隨時掲載している。

2. 資料の集成、翻訳、編纂、発行等

非公開HPの情報部コーナーで、WAZAやAZAなどからの海外情報を、積極的に翻訳し、掲載に努めた。

3. 種保存計画推進の支援〔「第10. 種の保存に関する活動」の項参照〕

- (1) 種保存会議の開催
- (2) 希少動物繁殖計画の推進
- (3) 希少動物等血統登録事業の推進
- (4) 第19回(平21)ゾウ会議の開催
- (5) 保全繁殖専門家集団(CBSG)への協力支援 など

4. 国際動物園年鑑

International Zoo Yearbook 第44巻(2010年版)を幹旋配付した。

第18. 動物情報センター基金

1. 募金開始の経過

昭和57年度通常総会において、動物園100年を記念する動物情報センターを設置し、これを各方面より募集した基金の果実によって運営をはかることが緊急動議として提案され、満場一致でこれを可決し、特別委員長に池田隆政園長、特別副委員長に中村幸昭館長を任命、これに会長、副会長、事務局長の加わった特別委員会で中央における募金活動にあたり、会員各園館はそれぞれの地方で募金に当たることとなった。

この決定に基づき、募金目標を3ヶ年計画で1億円とし、このうち三分の一にあたる金額は会員園館への割当とする基金募集の具体案が作成され、昭和59年度より募金活動が開始された。計画の3ヶ年の終えた時点で、募金総額は6千万円に達したが、目標達成を目指し募金期間をさらに延長することが昭和62年2月27日の理事会で決議され、その後も募金が続けられている。

2. 平成21年度中の経過

(1) 基金の積立

動物情報センター基金への積立は、平成20年度で終了し、平成21年度以降は情報センター特別会計への一般寄付として情報センター事業(主に種保存事業)に活用している。平成21年度の寄付の状況及び既積立金額は、下表のとおり。

区分	件数	金額
園館からの寄付	1	8,787 円
その他の寄付金	3	4,050,000 円
計	4	4,058,787 円
(動物情報センター基金積立金		105,418,620 円)

動物情報センターのための寄付金送金先

動物情報センターのためにご寄付くださる方は下記の口座にお振込下さい。

みずほ信託銀行上野支店 普通預金 口座番号 614410
名義人 社団法人 日本動物園水族館協会

お問い合わせは 社団法人 日本動物園水族館協会事務局
電話 03-3837-0211

第19. 野生動物保護募金事業

平成12年2月29日の平成11年度第2回理事会で、野生動物の保護活動に積極的に取り組むため会員園館に募金箱を設置し、募金活動を行うことを決定し、来園（館）者などから広く寄付金を募り助成事業を開始した。

なお、本事業の経理は、特別会計（「新・募金事業特別会計」）を設けて処理し、使途等はできる限り公開する。

1. 野生動物保護のための募金趣意書

日本の動物園・水族館は、毎年約八千五百万人の来園館者を迎えて、生きた動物の姿を見ていただくとともに、動物に関する情報を提供しています。また、絶滅のおそれがある野生動物を動物園・水族館で保護・増殖させるなど、野生動物の保全活動にも努力してまいりました。

しかし、野生動物の生息地の環境が地球規模で悪化しつつあり、世界各地で野生動物保全活動の必要性が増しています。私たち動物園・水族館は、野生動物の飼育を通して得た知識を、野生動物のために役立てる責務があると認識し、従来から様々な活動を通じて、保全活動に取り組んでまいりました。

日本の動物園・水族館の集まりである（社）日本動物園水族館協会は、皆さまのお力添えを得て次のように保全活動の内容を充実させ、積極的に推進したいと考えます。

1) 日本の希少な野生動物の生息地での保護と野生復帰

例：シマフクロウ、ニホンコウノトリ、ツシマヤマネコなど

2) 國際的関係機関と協力・連携した種保存活動

例：ジャイアントパンダ、ゴリラ、シシオザル、チーターなど

3) 緊急事態発生時における野生動物救護活動

例：ナホトカ号事故での重油汚染海鳥の保護など

4) その他野生動物の種の保全のために必要な対応

（社）日本動物園水族館協会は、こうした保全活動を当協会加入の動物園・水族館ばかりでなく関係行政機関・関係民間団体はもとより、野生動物保全に関心を持つ地域住民の方々、ボランティアの皆さんとも連携して取り組みたいと考えております。

世界の動物園・水族館との交流を通じて、野生動物の知識の蓄積に努め、それらを活用して、2000年を野生動物及び生物多様性保全活動の新たな飛躍の年にしたいと存じます。しかしながら、新しい取組、展開には資金の裏付けが必要であります。（社）日本動物園水族館協会は、当協会加入の動物園・水族館に募金箱を設置し、来園館者の皆さまのご支援をお願いすることをいたしました。野生動物の保護・保全活動を目的とするこの募金の趣旨にご理解、ご賛同いただき、ご寄付をお願いいたします。

平成12年4月1日

社団法人 日本動物園水族館協会 会長 池田 隆政

2. 募金の状況

平成21年度中の野生動物保護募金の応募状況は下表のとおりである。

プロック	動物園	水族館	合 計
北海道	45,888	190,581	236,469円
関東東北	2,005,738	2,331,905	4,337,643円
中部	594,793	256,842	851,635円
近畿	584,687	656,161	1,240,848円
中国四国	316,666	140,335	457,001円
九州沖縄	415,807	214,743	630,550円
計	3,963,579	3,790,567	7,754,146円

3. 野生動物保護募金助成事業

(1) 平成21年度は次の10件の保護活動への助成を決定した。なお、助成活動の成果（要約）を当協会ホームページに掲載している。

No.	件名	括弧内・申請者	助成額
①	ゾウの繁殖促進にむけた排卵期予測法の確立に繋げる準備研究	(アフリカゾウ種別調整者)	30万円
②	唾液及び糞中のDNA分析によるキリン種における亜種判別法の確立	(有蹄類類別調整者)	30万円
③	キリンの繁殖生理状態に関する全国調査	(有蹄類類別調整者)	30万円
④	原生林における野生オランウータンの採食行動に関する研究	(東京工業大学)	30万円
⑤	希少野生動物の域外保全に関する普及活動	(よこはま動物園)	30万円
⑥	ペンギン類(フンボルトペンギン)受精卵の運搬	(ペンギン類別調整者)	30万円
⑦	表浜海岸におけるアカウミガメの保護活動 (特定非営利活動法人 表浜ネットワーク)		30万円
⑧	アサギマダラの保全と移動調査 (高知県立のいち動物公園長)		19万円
⑨	外来生物、なぜ増える？その能力と仕組みにナットク 「外来生物を知る体験型シンポジューム」 (ザリガニシンポジウム実行委員会)		27万円
⑩	希少魚コギの保護 (奥出雲コギを守る会)		30万円

(2) 平成22年度助成申請要領

助成対象活動および助成申請者

助成対象活動は、平成22年9月1日から平成23年8月31日までの間における、下表に定める野生動物保護に係わる活動が対象で、助成申請者は次の通りとします。

野生動物保護活動の区分	助成申請者
A. 会員園館が行う野生動物保護活動	当該園館長
B. 当協会運営委員会各部が行う野生動物保護活動	当該運営委員会部長
C. 当協会種保存委員会が行う種保存活動	類別調整者
D. 会員園館の事業と関係する団体が行う野生動物保護活動	当該団体の代表者

4. 優先種等助成事業

応募のあった3件を種保存委員会助成対象優先種等選考会議で審査を行い、助成件数3件に830,000円を助成した。(助成上限 100万円 4件まで)

①靈長類 オランウータンの繁殖事業

類別委員 成島悦雄 種別調整者 渡辺正

助成申請 オランウータンなど希少種繁殖事業などの普及宣伝事業費

助成額 80,000円

②偶蹄類 キリンの繁殖計画策定

類別委員 大津晴男 種別調整者 吉原正人

助成申請 飼育管理状況調査とマニュアル作成費

助成額 150,000円

③魚類 イシガイ科の二枚貝

類別委員 長井健生

助成申請 タナゴ繁殖のためのイシガイ科二枚貝の飼育基礎データ収集費

助成額 600,000円

野生動物保護募金送金先

野生動物保護募金に送金くださる方は下記の口座にお振込み下さい。

郵便振替 口座番号 00150-6-537779

加入者名 野生動物保護募金

第20. 動物園水族館活用ネットワーク推進事業

1. ネットワーク委員会活動、HP更新など

平成12年に制定されたネットワーク管理運営要綱に基づき、公開、非公開の両JAZAホームページを運営してきたが、開始後10年近く経過し、管理方法や内容について、再検討が必要な時期となっている。その中で、公開HPについては、従来の自然保護のページを更新し、種保存関係事業のページとして最新の情報も掲載した。非公開HPについては、掲示板による迅速な通知を行うとともに、過去に発行された血統登録書の全てをPDF化し掲載した。

また、各種データへの研究会等の抄録掲載や一部動画の導入を行なうなど充実を図った。

第21. 平成22年度事業予算概要

収入の部

(単位:円)

勘定科目	22年度予算額	備考
I 基本財産運用収入	1,000	基本金 300万円利息
II 特定資産運用収入	683,000	情報センター基金ほか配当金
III 会費収入	38,370,000	特A会員80 A会員56 B会員14 C会員7 維持会員52
IV 事業収入	16,680,000	年報・新飼育ハンドブック頒布及び 広告贊助収入、受験料ほか収入
V 受託金収入	29,549,000	動物寄託管理収入、生息域外事業受 託収入
VI 寄付金収入	15,050,000	会員・個人寄付金、新募金ほか収入
VII 雑収入	3,000	受取利息収入
事業収入合計	100,336,000	

支出の部

(単位:円)

勘定科目	22年度予算額	備考
I 公益目的事業費		
1 調査研究に関する事業	8,260,000	
(1) 調査に関する事業	2,390,000	宿題調査・受託調査ほか調査、年 報・月報の発行ほか
(2) 研究に関する事業	5,870,000	研究会の開催、動物園水族館雑誌の 発行、研究成果に関する表彰ほか
2 教育普及啓発に関する事業	19,190,000	
(1) 教育活動に関する事業	966,000	研修会の開催、飼育技師認定試験、 新・飼育ハンドブックの発行ほか
(2) 普及啓発に関する事業	953,000	事業概要の発行、動物愛護週間行事 情報ネットワーク、広報、まなびピ ア・COP10ほか
3 種保存に関する事業	38,960,000	
(1) 種保存計画の推進	2,800,000	種保存会議、血統登録・繁殖計画、 個体群管理研修ほか
(2) 海外団体との協力	3,290,000	CBSG・ISIS・WAZA・SEAZAとの連携ほか
(3) 野生動物保護募金事業	4,500,000	募金活動、助成事業ほか
(4) 委託保全事業	28,370,000	動物寄託管理、生息域外受託事業ほか
4 共通経費(公益目的分)	16,370,000	人件費、委託費、事務所費ほか
公益目的事業費計	82,780,000	

勘定科目	22年度予算額	備考
II 法人管理費		
1 法人管理費	7,210,000	
(1) 会員管理	150,000	新入会員調査、会費管理ほか
(2) 運営管理に関する会議	4,160,000	総会、理事会、運営委員会、園館館長会議、事務主任者会議ほか
(3) 各種団体加盟	30,000	日本博物館協会、社会保険協会ほか
(4) 法人管理事務経費	2,870,000	法人税、税理士謝金、備品等事務用品ほか
2 共通経費(法人管理分)	13,600,000	人件費、委託費、事務所費ほか
法人管理計	20,810,000	
事業支出合計	103,590,000	

付録1. 社団法人日本動物園水族館協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本動物園水族館協会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を東京都台東区台東4丁目23番10号ヴェラハイツ4階におく。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、日本における動物園、水族館等の関係者の協力により動物園、水族館事業の発展振興を図り、もって文化の発展と科学技術の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 動物園、水族館についての調査研究
2. 研究発表会および講習会等の開催
3. 野生動物および水族の蒐集に関する調整と自然保護への協力
4. 会報等定期刊行物および学術図書の出版
5. 博物館関係団体との協力
6. 動物園、水族館および動物・水族の保護増殖に関する技術・情報の一般への啓蒙普及
7. その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する動物園、水族館等の機関を代表する者で、別に定める定款施行細則にもとづき会費を納める者。
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同する動物園、水族館等の関係者で、別に定める定款施行細則にもとづき会費を納める者。
- (3) 維持会員 この法人を維持しおよび援助し、別に定める定款施行細則にもとづき会費を納める個人および団体。

2. 正会員をもって、民法上の社員とする。

(入 会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 正会員に入会するものは入会金を納めるものとし、その額は定款施行細則で定める。

(会員の利益)

第7条 会員は、この法人が刊行する機関誌および図書の優先的配布を受けることができる。

(資格消滅)

第 8 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪宣告ならびに団体会員の解散
- (3) 除名

(退会)

第 9 条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の 1 に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

この場合、総会の議決をする前に理事会または総会の場において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき

(会費の返還)

第 11 条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 総裁、役員、職員および顧問等

(総裁)

第 12 条 この法人は総裁を推戴することができる。

2. 総裁は会員の総意によって推戴する。

(役員の種類)

第 13 条 この法人には、次の役員をおく。

理事 15名以上21名以内（うち会長 1名、副会長 2名以内、専務理事 1名）

監事 2名

(役員の選出)

第 14 条 理事および監事は、定款施行細則に定める基準により、総会でこれを選任し、会長および副会長は、理事の互選で定める。

2. 理事および監事がその所属する園館の代表者としての資格を失ったことにともない、欠員が生じたときは、退任した役員の属した園館の後任の代表者を、会長が選任することができる。

(会長、副会長および専務理事の職務権限)

第 15 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 専務理事は、会長および副会長を補佐し会務を処理する。

(理事の職務権限)

第 16 条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるものほか、この法人の総会の権限に属せしめたる事項以外の事項を決議し執行する。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行なう。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会または文部科学大臣に報告すること

(役員の任期)

第 18 条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。
4. 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても、理事現在数および正会員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、理事会および総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第 19 条 役員は、有給とすることができます。

2. 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(事務局)

第 20 条 この法人に事務局をおく。

2. 事務局に必要な職員をおく。
3. 職員は会長が任免する。
4. 事務局の組織および運営について必要な事項は会長が理事会の議決を経て定める。

(顧問および会友)

第 21 条 この法人に顧問および会友をおくことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により会長が任免する。
3. 会友は、動物園・水族館の園館長を10年以上勤務した者およびこの法人に特別な功労のあった者の中から理事会の承認を経て会長が推挙する。
4. 顧問および会友は、会長の求めに応じ、会長に意見を述べることができる。

第5章 会議

(理事会の招集)

第 22 条 理事会は、毎年2回会長が招集する。

2. 会長は、必要があると認めたときは、臨時理事会を招集することができる。
3. 会長は、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
4. 理事会の議長は会長とする。

(理事会の議決)

第 23 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の招集)

第 24 条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。

2. 理事または監事が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3. 会長は、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議のつど会員の互選で定める。

(総会の通知)

第 26 条 総会の招集は、少くとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

(総会提出事項)

第 27 条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の定足数)

第 28 条 総会は、正会員現在数の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事について書面をもって、あらかじめ意思を表示したものおよび他の正会員を代理人として表決を委任したものは、出席者とみなす。

(総会の議決)

第 29 条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事経過報告)

第 30 条 総会の議事の要領および議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録署名)

第 31 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および当該会議において選任された出席者代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

第6章 資産および会計

(資 産)

第 32 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初日本動物園水族館協会から継承した別紙財産目録記載の財産
- (2) 会 費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄付金品

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 33 条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4. 寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(財産の管理)

第 34 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 35 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数および正会員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(費用の支出)

第 36 条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生じる収入等の運用財産をもって支弁する。

(予算、事業計画)

第 37 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、会長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(決算報告)

第 38 条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書ならびに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会および総会の承認を受けて毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部または全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

(新たな権利義務)

第 39 条 第35条ただし書および収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。

借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）について、理事現在数および正会員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第7章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、理事現在数および正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第42条 この法人の解散は、理事現在数および正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(解散時の財産処分)

第43条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 雜 則

(書類および帳簿の備付等)

第44条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳および負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 理事会および総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書および事業計画書
- (10) 収支計算書および事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類および帳簿

2. 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類および同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号および第13号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

3. 第1項第1号、第2号、第4号および第9号から第12号までの書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第45条 この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 従来日本動物園水族館協会に属した会員および権利義務の一切は、この法人で継承する。

2. この法人設立当初の理事および監事は次に掲げる者とし、その任期と補欠増員による者の任期は定款第18条にかかわらず昭和43年5月31日までとする。

理 事 (会 長)	林 寿郎
同	雨宮 育作
同	中川 敏
同	川合 豊太郎
同	木村 太郎
同	菅井 正
同	内田 五郎
同	波多野 孜
同	佐々木 時雄
同	山本 鎮郎
同	井上 喜平治
同	香川 松太郎
同	市尾 裕
同	松永 隆
監 事	柳沢 静雄
同	内山 林次

創 立	昭和14年11月17日	定款一部変更認可	昭和61年10月20日
法 人 設 立 許 可	昭和40年11月22日	定款一部変更認可	昭和62年8月3日
定款一部変更認可	昭和41年8月23日	定款一部変更認可	平成3年7月19日
定款一部変更認可	昭和42年7月17日	定款一部変更認可	平成6年9月6日
定款一部変更認可	昭和45年8月21日	定款一部変更認可 (中央省庁等再編に伴う改正)	
定款一部変更認可	昭和49年8月9日		平成13年1月6日
定款一部変更認可	昭和54年8月17日	定款一部変更認可	平成18年8月8日
定款一部変更認可	昭和58年7月29日		

施 行 細 則

(会費の基準および年額について)

第1条 定款第5条による正会員の会費の基準および年額を、次のとおり定める。

特A会員 年間経常経費4億円以上の園館	23万円
A会員 年間経常経費7,000万円以上4億円未満の園館	22万円
B会員 年間経常経費3,000万円以上7,000万円未満の園館	16万円
C会員 年間経常経費3,000万円未満の園館	12万円

2. 年間経常経費の増減による会員区分の変更については毎年度始めに理事会で定める。

第2条 個人会員、維持会員の会費年額を次のとおり定める。

個人会員	会費年額	50,000円
------	------	---------

維持会員 会費年額 1口 50,000円

第3条 新入会員の入会金の額は、入会時の会費年額と同じ額とする。

(役員の選出方法について)

第4条 定款第14条による役員の選出方法については、次のとおりとする。

(1) 理事は正会員の中より地域ごとに、概ね動物園、水族館各10園館に1名の割で選出し、その地域区分は次のとおりとする。

北海道、関東東北、中部、近畿、中国四国、九州沖縄

ただし、理事のうち専務理事1名は、本協会の事業に関し学識経験を有する者のなかから選任する。

(2) 前号の地域区分により選出された理事の中から、各地域（以下「ブロック」という。）ごとにブロック代表理事1名を選出する。その選出方法および職務については別に定める。

監事は正会員の中より選出する。

(副会長への業務の分担)

第5条 定款第15条の規定により会長は必要があるときは、その業務の一部を副会長に分担させることができる。

40.11.22より施行

46.5.28改正 47.4.1より施行

49.5.28改正 50.4.1より施行

54.5.29改正 55.4.1より施行

57.5.26改正 58.4.1より施行

61.2.27改正 61.4.1より施行

63.5.26改正 63.6.1より施行

元.5.23改正 2.4.1より施行

3.5.28改正 3.7.19より施行

8.2.29改正 8.4.1より施行

付録2. 日本動物園水族館協会倫理要綱

(目的)

- この要綱は、動物園および水族館施設（以下施設という）において、動物を収集し、飼育・研究し、展示する場合の基本的な事項を定め、もって自然保護、動物福祉および適正利用に資することを目的とする。

(責務)

- 社団法人日本動物園水族館協会（以下協会という）に所属する会員は、本要綱を誠実に履行し、遵守する義務と責任を負う。

(収集)

- 動物の収集にあたっては、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 収集および収集の過程において、国内外の関連法令に抵触、違反しないこと。
 - 収集する動物は、できるだけ飼育下で繁殖したものとし、それ以外からの入手は適法であることはもちろん、種の保全について充分な配慮のもとで行われること。
 - 収集する動物は、当該施設における展示計画および繁殖計画の中で、あらかじめ明らかな役割が与えられていること。
 - 性別、年令、血縁等が、収集の目的および条件に合っていること。

(飼育・研究)

- 動物の飼育・研究にあたっては、種の保存、動物福祉に配慮し、次の各号に適合するよう努めるものとする。
 - 動物の習性、生理に適合する飼育施設、設備、器具等が具備されていること。
 - 飼育展示及び研究をするために必要な情報を保有していること。
 - 飼育管理は、その種について必要な知識、技術を習得したものによって行われること。
 - 適切な飼育管理、健康管理をするための諸条件を確保すること。
 - 飼育管理は、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（環境省告示第33号）に定める飼育基準に照らして行うこと。
 - 飼育動物は、交換、分譲、繁殖用貸与等の手段を通じて活用を図り、種の保存にあたること。
 - 国内、国際血統登録を積極的に推進し、遺伝子の多様性確保に寄与すること。

(展示)

- 展示は、教育的な配慮に基づく展示計画によって行い、有効適切な利用に努めるものとする。
 - 展示は最新のデータに基づき、その種の本来もっている習性や形態が正しく理解できるものであり、かつ、生態系の中で果たす役割が理解されるように配慮されていること。
 - 展示計画を具体化し、推進するため、教育普及活動を行うこと。
 - 教育機関、研究機関との連携を図り、教育、研究の発展に寄与するものであること。

(関連法令の遵守等)

- 動物の収集・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守につとめること。
 - 収集にあたっては、特に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（昭和55年8月23日、条約第25号）およびその国内関連法規について、最近の情報を把握し、遵守すること。
 - 飼育・展示にあたっては、特に「動物の愛護および管理に関する法律の一部を改正する法律」（平

成17年6月22日、法律第68号)および「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(平成16年4月30日、告示第33号)を正しく認識し、その遵守につとめること。

6-3. 関連法規以外の国際自然保護団体のアッピール、動物関係団体の動向および指針等の、情報収集につとめること。

(倫理委員会)

7. 本要綱の目的を達成するため、倫理委員会を設置するものとし、その内容については規則をもって別に定める。

(改 廃)

8. 本要綱の改廃は、理事会において決し、総会の承認を得なければならない。

(付 則)

本要綱は、昭和63年2月29日より施行する。

平成18年5月25日改定

倫 理 委 員 会 規 則

この規則は、日本動物園水族館協会倫理要綱（以下「倫理要綱」という）第7条に基づき定めるものである。

(所掌事務)

1. 会員に対する倫理要綱の啓発普及
2. 倫理要綱の遵守にあたっての指導助言
3. 倫理要綱に明らかに抵触する会員に対する改善勧告
4. 改善勧告に応じない会員に対する除名の提案

(構 成)

5. 委員会は、委員長1名、副委員長2名以内、委員若干名をもって構成する。
6. 委員長は協会会長、副委員長は副会長、委員は各ブロック代表理事、運営委員会総務部担当理事および専務理事とする。
7. 委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代行する。

(運 営)

8. 委員会は年1回定例会を開催するものとし、委員長が招集し、会議を主宰する。
9. 委員長が必要と認めた場合もしくは複数の委員から開催の要請があった場合は、臨時にこれを開催することができる。
10. 委員長が必要と認めた場合は、会員もしくは会員外の学識経験者から意見を聞くことができる。
11. 委員長は、改善勧告の必要が生じたときは、会員の中より複数の調査員を指名し、調査させることができる。
12. 本規則に定めなき事項については、委員長が理事会に諮りこれを決する。

(付 則)

本規則は昭和63年2月29日より施行する。

平成5年5月25日改定

日本動物園水族館協会倫理要綱遵守に関する決議

我々、社団法人日本動物園水族館協会に加盟する動物園・水族館並びにその職員関係者一同は、凄まじい地球環境の破壊の進行により、多くの野生動物が絶滅の途を辿っていることを憂い、また一方において、豊か過ぎるほどの生活の中にあって、自然の尊さを忘れ、ともすれば小さな生命への尊重を失いがちな世相を憂い、自らを律し、姿勢を正し、我々の進み行くべき道を明確に示すために、このほど日本動物園水族館協会倫理要綱を制定した。

我々はこの倫理要綱の精神を正しく身に着け、その定めるところを誠意をもって遵守し、絶滅に瀕した野生動物の種の保存と、生命尊重の教育にあらゆる努力を傾注し、二十一世紀にむけて、社会の期待に応え得る、楽しく、かつ意義ある動物園・水族館を築いてゆくことを決意し、これを内外に宣言するものである。

以上 決議する。

昭和63年5月25日

社団法人 日本動物園水族館協会

昭和63年度通常総会

付録3. 新入会員入会審査要綱

1. 本協会に入会を希望する園館は、協会所定の入会申込書を作成し、所属ブロック代表理事に提出する。
2. ブロック代表理事はブロック内にブロック代表理事を含めた3名以上の選考委員会を設け資格審査基準により現地を調査し、別紙様式による資格基準採点表により合格の有無を決定する。
3. ブロック代表理事は資格基準に合格したと認められたときは、入会申込書に推薦状を付して、会長あてに送付する。
4. 会長は入会申込書を受け付けたときは、なるべく早い理事会にはかり、入会の可否を決定その旨を入会申込み園館に通知する。
5. 入会を可と決定された申込園館は、別紙様式の「日本動物園水族館協会倫理要綱遵守誓約書」を添えて、所定の入会手続きを行なうものとする。(別紙様式掲載略)

I. 資格基準採点表

1. 採 点 表

審 査 項 目	点 数	摘 要
1. 設立の意図及び運営方針が審査基準に合致していること	1 2 3 4 5	
2. 健全なレクリエーション施設であること	1 2 3 4 5	
3. 教育的活動が行われていること	1 2 3 4 5	
4. 動物の飼育は展示動物等の飼養保管に関する基準に合致していること	1 2 3 4 5	
5. 野生動物の保護に協力していること	1 2 3 4 5	
6. 研究活動が行われていること	1 2 3 4 5	
7. 報告、会合の義務負担ができること	1 2 3 4 5	
8. 規模の内容が活動に支障がないこと	1 2 3 4 5	
計		
平 均 点 数		

2. 合 格 基 準

平均点数が3点以上を合格とする。但し1項目でも1点のある場合は不合格とする。

3. 採 点 基 準

非常に良い・・・・・	5点	やや悪い・・・・・	2点
やや良い・・・・・	4点	非常に悪い・・・・・	1点
普 通・・・・・	3点		

II. 資格審査の統一基準

1. 設立の意図および運営方針について

- (1) 社会教育を目指していること。
- (2) 恒久施設として建設されていること。
- (3) 運営は営利本意でなく、社会教育施設にふさわしい節度があること。

2. 健全なレクリエーション施設について

- (1) 快適なレクリエーションの場になるよう心がけている。
- (2) 職員は接遇について、適切な教養を身につけている。
- (3) 観覧場、通路、順路は、整備されている。
- (4) 休憩所、広場、便所、水呑場は、整備されている。
- (5) 案内所、救護室は、整備されている。
- (6) 軽飲食店、売店は、整備されている。

3. 教育的活動について

- (1) 動物の展示方法は教育的配慮による一定の方針をもち、それを目指し常に整備されている。
- (2) 展示動物には、ラベル等の解説がほどこされている。
- (3) 園内の指導標や解説案内など、整備されている。
- (4) 案内図、解説書等印刷物が、用意されている。
- (5) 資料展示室が整備されている。
- (6) 講堂、集会場が整備されている。
- (7) 学芸員又は学芸員に相当する職員がいる。

4. 動物の飼育は展示動物等の飼養保管に関する基準に合致していることについて

- (1) 動物飼養者は協会飼育技師資格認定者と同等以上の経験技術を有している。
- (2) 動物舎は動物が安全かつ、健康に生育できる環境を備えている。
- (3) 展示動物については、飼育者が日常安全かつ、便利に飼育管理ができるようになっている。
- (4) 利用者が安全に観覧できるよう配慮されている。
- (5) 危険防止上の施設の構造がよい。
- (6) 脱出時の対策をたて、脱出事故防止につとめている。
- (7) 非常災害時における対策が、整備されている。
- (8) 動物診療施設、検疫施設が、整備されている。
- (9) 哺育、ふ化、育すう施設が、整備されている。
- (10) 飼料調理室、同倉庫が整備されている。
- (11) 汚物、汚水、騒音、臭気等の処理で、自ら公害発生源にならないよう、生活環境の保全につとめている。

5. 野生動物の保護について

- (1) 自然保護に関する各種法律、法規、申し合わせ事項、国際的アッピール等が、守られている。

- (2) 要保護動物を収容した場合は、飼育に万全を期し、その繁殖に努力している。
- (3) 地域社会内における自然保護問題について、協力している。
- (4) 自然保護に関連のある各種団体と、たえず密接な連携を得るよう努力がなされている。

6. 研究活動について

- (1) 動物の飼育、展示法などについて、専門的技術的な調査研究がなされている。
- (2) 図書、研究資料類が、充実している。
- (3) 専門職員の資質向上が、たえずはかられている。
- (4) このための時間的、経済的考慮がなされている。
- (5) 展示動物の台帳、カードが整理保存されている。
- (6) 飼育管理日誌がつけられている。
- (7) 研究室、図書室が、整備されている。

7. 報告等義務の負担について

- (1) 月報、年報、その他の調査について、遅滞なく資料の提出ができること。
- (2) 園館長協議会、研究会、講習会等、協会が行う会合に、担当者を参加させることができること。
- (3) ブロック内各種会合の会場担当ができること。

8. 規模について

- (1) 概ね動物園、水族館活動に支障がないと認められる内容を備えていること。

付録4. 正会員名簿

平成22年6月28日現在

[動物園の部]

No.	会 員	園 館 長 名	電話番号	住 所
1	札幌市円山動物園	○酒井裕司	(011) 621-1426	〒064-0959 北海道札幌市中央区宮ヶ丘3-1
2	旭川市旭山動物園	坂東元	(0166) 36-1104	〒078-8205 北海道旭川市東旭川町倉沼
3	おびひろ動物園	藤川研	(0155) 24-2437	〒080-0846 北海道帯広市緑ヶ丘2番地
4	のぼりべつクマ牧場	尾崎武志	(0143) 84-2225	〒059-0551 北海道登別市登別温泉町224番地
5	釧路市動物園	山口良雄	(0154) 56-2121	〒085-0201 北海道釧路市阿寒町ニニシベツ11番地
6	秋田市大森山動物園	小松守	(018) 828-5508	〒010-1654 秋田県秋田市浜田字潟端154番地
7	盛岡市動物公園	田中光洋	(019) 654-8266	〒020-0803 岩手県盛岡市新庄字下八木田60番18
8	仙台市八木山動物公園	遠藤源一郎	(022) 229-0122	〒982-0801 宮城県仙台市太白区八木山本町1-43
9	宇都宮動物園	荒井賢治	(028) 665-4255	〒321-2115 栃木県宇都宮市上金井町552-2
10	那須どうぶつ王国	佐藤哲也	(0287) 77-1110	〒329-3223 栃木県那須郡那須町大字大島1042-1
11	桐生が岡動物園	小暮和男	(0277) 22-4442	〒376-0056 群馬県桐生市宮本町3-8-13
12	群馬サファリパーク	○川上茂久	(0274) 64-2111	〒370-2321 群馬県富岡市岡本1番地
13	日立市かみね動物園	生江信孝	(0294) 22-5586	〒317-0055 茨城県日立市宮田町5-2-22
14	埼玉県大宮公園小動物園	日橋一昭	(048) 641-6510	〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目
15	埼玉県こども動物自然公園管理事務所	日橋一昭	(0493) 35-1234	〒355-0065 埼玉県東松山市大字岩殿554
16	東武動物公園	生井聰	(0480) 92-8050	〒345-0831 埼玉県南埼玉郡宮代町須賀110
17	狭山市立智光山公園こども動物園	荒井雄二	(04) 2953-9779	〒350-1335 埼玉県狭山市柏原864-1
18	東京都恩賜上野動物園	小宮輝之	(03) 3828-5171	〒110-8711 東京都台東区上野公園9-83
19	東京都多摩動物公園	○土居利光	(042) 591-1611	〒191-0042 東京都日野市程久保7-1-1
20	井の頭自然文化園	成島悦雄	(0422) 46-1100	〒180-0005 東京都武蔵野市御殿山1-17-6
21	東京都立大島公園	鳴原浩	(04992) 2-9111	〒100-0103 東京都大島町泉津字福重2号
22	羽村市動物公園	林修治	(042) 579-4041	〒205-0012 東京都羽村市羽4122
23	江戸川区自然動物園	入澤昇	(03) 3680-0777	〒134-0081 東京都江戸川区北葛西3-2-1
24	足立区生物園	榎本太郎	(03) 3884-5577	〒121-0064 東京都足立区保木間2-17-1
25	千葉市動物公園	岡田進	(043) 252-1111	〒264-0037 千葉県千葉市若葉区源町280

No	会 員	園 館 長 名	電 話 番 号	住 所
26	市 川 市 動 植 物 園	高 山 政 美	(047) 338-1960	〒272-0801 千葉県市川市大町 284番地
27	市 原 ぞ う の 国	坂 本 小 百 合	(0436) 88-3001	〒290-0521 千葉県市原市山小川 937
28	川崎市夢見ヶ崎動物公園	杠 一 成	(044) 588-4030	〒212-0055 神奈川県川崎市幸区南加瀬 1-2-1
29	横 浜 市 立 野 毛 山 動 物 園	市 川 典 良	(045) 231-1307	〒220-0032 神奈川県横浜市西区老松町 63-10
30	横 浜 市 立 金 沢 動 物 園	内 田 孝 司	(045) 783-9101	〒236-0042 神奈川県横浜市金沢区釜利谷東 5-15-1
31	横 浜 市 立 よ こ は ま 動 物 園	○ 増 井 光 子	(045) 959-1297	〒241-0001 神奈川県横浜市旭区上白根町 1175-1
32	小 田 原 動 物 園	宮 坂 明 良	(0465) 23-1373	〒250-0014 神奈川県小田原市城内 3-22
33	甲 府 市 遊 亀 公 園 附 属 動 物 園	三 浦 茂	(055) 233-3875	〒400-0865 山梨県甲府市太田町 10-1
34	富 山 市 フ ア ミ リ ー パ ー ク	◇ 山 本 茂 行	(076) 434-1234	〒930-0151 富山県富山市古沢 254
35	高 岡 古 城 公 園 動 物 園	山 口 松 夫	(0766) 20-1565	〒933-0044 富山県高岡市古城 1-6
36	い し か わ 動 物 園	美 馬 秀 夫	(0761) 51-8500	〒923-1222 石川県能美市徳山町 600番地
37	鯖 江 市 西 山 動 物 園	牧 野 百 男	(0778) 52-2737	〒916-0027 福井県鯖江市桜町 3-8-9
38	小 諸 市 動 物 園	芹 澤 勤	(0267) 22-0296	〒384-0804 長野県小諸市丁 311
39	須 坂 市 動 物 園	駒 津 幸 男	(026) 245-1770	〒382-0028 長野県須坂市臥竜 2-4-8
40	長 野 市 茶 白 山 動 物 園	須 田 哲	(026) 293-5167	〒388-8016 長野市篠ノ井有旅 570-1
41	饭 田 市 立 動 物 園	長 良 健 次	(0265) 22-0416	〒395-0046 長野県飯田市扇町 33
42	市 立 大 町 山 岳 博 物 館	宮 野 典 夫	(0261) 22-0211	〒398-0002 長野県大町市大字大町 8056-1
43	三 島 市 楽 寿 園	杉 山 静 雄	(055) 975-2570	〒411-0036 静岡県三島市一番町 19-3
44	富 士 自 然 動 物 公 園	濱 中 幸	(055) 998-1313	〒410-1231 静岡県裾野市須山字藤原 2255-27
45	伊 豆 ア ニ マ ル キ ン グ ダ ム	新 宮 洋 介	(0557) 95-3535	〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稻取 3344
46	伊 豆 シ ャ ボ テ ヌ 公 園	岩 田 光 一	(0557) 51-1111	〒413-0231 静岡県伊東市富戸 1317-13
47	熱 川 バ ナ ナ ・ ワ ニ 園	木 村 智	(0557) 23-1105	〒413-0302 静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 1253-10
48	静 岡 市 立 日 本 平 動 物 園	海 野 隆 至	(054) 262-3251	〒422-8005 静岡県静岡市駿河区池田 1767-6
49	浜 松 市 動 物 園	渥 美 雄 一	(053) 487-1122	〒431-1209 静岡県浜松市西区館山寺町 199
50	豊 橋 総 合 動 植 物 公 園	本 馬 基 次	(0532) 41-2186	〒441-3147 愛知県豊橋市大岩町字大穴 1-238
51	名 古 屋 市 東 山 動 物 園	○ 小 林 弘 志	(052) 782-2111	〒464-0804 愛知県名古屋市千種区東山元町 3-70
52	財 日 本 モ ン キ 一 セ ン タ ー	加 藤 章	(0568) 61-2327	〒484-0081 愛知県犬山市犬山官林 26
53	豊 田 市 鞍 ケ 池 公 園	川 合 治 夫	(0565) 80-5310	〒471-0002 愛知県豊田市矢並町法沢 714-5

No.	会 員	園 館 長 名	電 話 番 号	住 所
54	岡崎市東公園動物園	川澄雅賢	(0564) 27-0444	〒444-0011 愛知県岡崎市欠町字大山田 1-1
55	京都 動 物 園	△長谷川淳一	(075) 771-0210	〒606-8333 京都府京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内
56	和歌山公園動物園	大橋廉	(073) 435-1044	〒640-8146 和歌山県和歌山市一番丁 3
57	アドベンチャーワールド	林輝昭	(0739) 43-3333	〒649-2201 和歌山県西牟婁郡白浜町堅田 2399
58	橿原市昆虫館	西川明秀	(0744) 24-7246	〒634-0024 奈良県橿原市南山町 624
59	みさき公園	三谷良昭	(0724) 92-1005	〒599-0301 大阪府泉南郡岬町淡輪 3990
60	大阪市天王寺動植物公園事務所	○長瀬健二郎	(06) 6771-8401	〒543-0063 大阪府大阪市天王寺区茶臼山町 1-108
61	五月山動物園	谷畑裕行	(072) 752-7082	〒563-0051 大阪府池田市綾羽 2-5-33
62	神戸市立王子動物園	杉村啓介	(078) 861-5624	〒657-0838 兵庫県神戸市灘区王子町 3-1
63	姫路市立動物園	福岡敏夫	(079) 284-3636	〒670-0012 兵庫県姫路市本町 68
64	姫路セントラルパーク 淡路ファームパーク イングランドの丘動物園	奥田和男	(079) 264-1611	〒679-2121 兵庫県姫路市豊富町神谷字大蔵 1436-1
65		井本浩嗣	(0799) 43-2626	〒656-0443 兵庫県南あわじ市八木養宜上 1401
66	㈱池田動物園	池田隆政	(086) 252-2131	〒700-0015 岡山県岡山市北区京山 2-5-1
67	林原類人猿研究センター	伊谷原一	(0863) 43-9520	〒706-0316 岡山県玉野市沼 952-2
68	とくしま動物園	歌川康司	(088) 636-3215	〒771-4267 徳島県徳島市渋野町入道 22-1
69	愛媛県立とべ動物園	三橋英二	(089) 962-6000	〒791-2117 愛媛県伊予郡砥部町上原町 240
70	わんぱーくこうちアニマルランド	渡部孝	(088) 832-0189	〒780-8010 高知県高知市桟橋通 6-9-1
71	高知県立のいち動物公園	○絹田俊和	(0887) 56-3500	〒781-5233 高知県香南市野市町大谷 738
72	広島市安佐動物公園	大丸秀士	(082) 838-1111	〒731-3355 広島県広島市安佐北区安佐町動物園
73	福山市立動物園	藤井哲朗	(084) 958-3200	〒720-1264 広島県福山市芦田町大字福田 276-1
74	周南市徳山動物園	三崎英和	(0834) 22-8640	〒745-0874 山口県周南市大字徳山 5846
75	秋吉台自然動物公園	戸島晨吉	(08396) 2-1000	〒754-0302 山口県美祢市美東町赤 1212
76	財宇部市常盤遊園協会	西山一夫	(0836) 21-3541	〒755-0003 山口県宇部市則貞 3-4-1
77	到津の森公園	岩野俊郎	(093) 651-1895	〒803-0845 福岡県北九州市小倉北区上到津 4-1-8
78	福岡市動物園	植谷英則	(092) 531-1960	〒810-0037 福岡県福岡市中央区南公園 1-1
79	大牟田市動物園	椎原春一	(0944) 56-4526	〒836-0871 福岡県大牟田市昭和町 163
80	財久留米市鳥類センター	坂田彰一	(0942) 33-2895	〒830-0003 福岡県久留米市東櫛原町中央公園内
81	海の中道海浜公園動物の森	山村尚志	(092) 603-1111	〒811-0321 福岡県福岡市東区大字西戸崎 18-25

No.	会員	園館長名	電話番号	住所
82	佐世保市亞熱帶動植物園	野村成人	(0956) 28-0011	〒857-1231 長崎県佐世保市船越町 2172
83	長崎バイオパーク	○山口智士	(0959) 27-1090	〒851-3302 長崎県西海市西彼町中山郷 2291-1
84	九州自然動物公園	永田 豊	(0978) 48-2331	〒872-0722 大分県宇佐市安心院町南畑 2-1755-1
85	熊本市動植物園	村上英明	(096) 368-4416	〒862-0911 熊本県熊本市健軍 5-14-2
86	宮崎市フェニックス自然動物園	出口智久	(0985) 39-1306	〒880-0122 宮崎県宮崎市大字塩路字浜山 3083-42
87	鹿児島市平川動物公園	石堂昭憲	(099) 261-2326	〒891-0133 鹿児島県鹿児島市平川町 5669-1
88	沖縄こども未来ゾーン	比嘉源和	(098) 933-4190	〒904-0021 沖縄県沖縄市胡屋 5-7-1
89	ネオ・パーク オキナワ	比嘉茂	(0980) 52-6348	〒905-0012 沖縄県名護市字名護 4607-41

[水族館の部]

No.	会員	園館長名	電話番号	住所
1	小樽水族館	○小田誠	(0134) 33-1400	〒047-0047 北海道小樽市祝津 3-303
2	稚内市立ノシャツブ寒流水族館	成澤正明	(0162) 23-6278	〒097-0026 北海道稚内市ノシャツブ 2丁目2番17号
3	サンピアザ水族館	川尻寿彦	(011) 890-2455	〒004-0052 北海道札幌市厚別区厚別中央二条 5-7-5
4	登別マリンパークニクス	桂政勝	(0143) 83-3800	〒059-0492 北海道登別市登別東町 1-22
5	千歳サケのふるさと館	木滑哲夫	(0123) 42-3001	〒066-0028 北海道千歳市花園 2-312
6	青森県営浅虫水族館	神正人	(017) 752-3377	〒039-3501 青森県青森市大字浅虫字馬場山 1-25
7	男鹿水族館 G A O	千葉俊	(0185) 32-2221	〒010-0673 秋田県男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢 93番地先
8	マリンピア松島水族館	西條正義	(022) 354-2020	〒981-0213 宮城県宮城郡松島町浪打浜 16
9	鶴岡市立加茂水族館	村上龍男	(0235) 33-3036	〒997-1206 山形県鶴岡市大字今泉字大久保 656番地
10	ふくしま海洋科学館	安部義孝	(0246) 73-2525	〒971-8101 福島県いわき市小名浜字辰巳町 50
11	新潟市水族館マリンピア日本海	○鈴木倫明	(025) 222-7500	〒951-8101 新潟県新潟市中央区西船見町 5932-445
12	上越市立水族博物館	中村幸弘	(025) 543-2449	〒942-0004 新潟県上越市西本町 4-19-27
13	長岡市寺泊水族博物館	青柳彰	(0258) 75-4936	〒940-2502 新潟県長岡市寺泊花立 9353-158
14	栃木県なかがわ水遊園	郷間隆夫	(0287) 98-3055	〒324-0404 栃木県大田原市佐良土 2686

No.	会 員	園 館 長 名	電 話 番 号	住 所
15	アクアワールド茨城県大洗水族館	河原井 忠 男	(029) 267-5151	〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8252-3
16	犬吠埼マリンパーク	平林 弘 充	(0479) 24-0451	〒288-0012 千葉県銚子市犬吠埼 9575-1
17	鴨川シーワールド	◎荒井 一 利	(04) 7093-4803	〒296-0041 千葉県鴨川市東町 1464-18
18	さいたま水族館	内谷 光 男	(048) 565-1010	〒348-0011 埼玉県羽生市三田ヶ谷 751-1
19	サンシャイン国際水族館	荒幡 経 夫	(03) 3989-3472	〒170-8630 東京都豊島区東池袋 3-1-3
20	東京都葛西臨海水族園	上田 恭 幸	(03) 3869-5152	〒134-8587 東京都江戸川区臨海町 6-2-3
21	しながわ水族館	三橋 孝 夫	(03) 3762-3433	〒140-0012 東京都品川区勝島 3-2-1
22	エプソン品川アクアスタジアム	三浦 晴 彦	(03) 5421-7808	〒108-8611 東京都港区高輪 4-10-30
23	よみうりランドアシカ館	北原 融	(044) 966-1115	〒214-0006 神奈川県川崎市多摩区菅仙谷 4-1-1
24	株京急油壺マリンパーク	樺澤 洋	(046) 881-6281	〒238-0225 神奈川県三浦市三崎町小網代 1082-2
25	新江ノ島水族館	堀 由紀子	(0466) 29-9964	〒251-0035 神奈川県藤沢市片瀬海岸 2-19-1
26	横浜・八景島シーパラダイス	布留川 信 行	(045) 788-9608	〒236-0006 神奈川県横浜市金沢区八景島
27	山梨県立富士湧水の里水族館	岩間 邦 夫	(0555) 20-5135	〒401-0511 山梨県南都留郡忍野村忍草 3098-1
28	伊豆三津シーパラダイス	斎藤 昌 広	(055) 943-2331	〒410-0295 静岡県沼津市内浦長浜 3-1
29	下田海中水族館	恩田 豊	(0558) 22-3567	〒415-8502 静岡県下田市 3-22-31
30	伊豆アンデイランド	澤田 昭 紀	(0558) 34-0003	〒413-0513 静岡県賀茂郡河津町浜平磯山 406-2
31	東海大学海洋科学博物館	岡田 喜 裕	(054) 334-2385	〒424-8620 静岡県静岡市清水区三保 2389
32	魚津水族館	加野 泰 男	(0765) 24-4100	〒937-0857 富山県魚津市三ヶ 1390
33	のとじま臨海公園水族館	小川 隆 男	(0767) 84-1271	〒926-0216 石川県七尾市能登島曲町 15-40
34	越前松島水族館	△鈴木 隆 史	(0776) 81-2700	〒913-0065 福井県坂井市三国町崎 74-2-3
35	蓼科アミューズメント水族館	渡部 秀 昭	(0266) 67-4880	〒391-0301 長野県茅野市北山字南山栗平ヨリ三室大萱迄 4035-2409
36	岐阜県世界淡水魚園水族館	堀 由紀子	(0586) 89-8200	〒501-6021 岐阜県各務原市川島笠田町 1453番地 河川環境楽園内
37	蒲郡市竹島水族館	石川 福 二	(0533) 68-2059	〒443-0031 愛知県蒲郡市竹島町 1-6
38	南知多ビーチランド	○長谷川 修 平	(0569) 87-2000	〒470-3233 愛知県知多郡美浜町字奥田 428-1
39	碧南海浜水族館	長井 健 生	(0566) 48-3761	〒447-0853 愛知県碧南市浜町 2-3
40	名古屋港水族館	祖 一 誠	(052) 654-7080	〒455-0033 愛知県名古屋市港区港町 1-3
41	滋賀県立琵琶湖博物館	篠原 徹	(077) 568-4811	〒525-0001 滋賀県草津市下物町 1091
42	宮津エネルギー研究所水族館	吉田 史 子	(0772) 25-0003	〒626-0052 京都府宮津市小田宿野 1001

No.	会員	園館長名	電話番号	住所
43	鳥羽水族館	古田正美	(0599) 25-2555	〒517-8517 三重県鳥羽市鳥羽3-3-6
44	志摩マリンランド	大久保修三	(0599) 43-1225	〒517-0502 三重県志摩市阿児町神明賢島723-1
45	二見シーパラダイス	橋本暁	(0596) 42-1760	〒519-0602 三重県伊勢市二見町江580
46	京都大学白浜水族館	白山義久	(0739) 42-3515	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町459
47	太地町立くじらの博物館	林克紀	(0735) 59-2400	〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地字常渡2934-2
48	串本海中公園センター	宇井晋介	(0735) 62-4875	〒649-3514 和歌山県東牟婁郡串本町有田1157
49	大阪・海遊館	○西田清徳	(06) 6576-5545	〒552-0022 大阪府大阪市港区海岸通1-1-10
50	水道記念館	長田和男	(06) 6324-3191	〒533-0024 大阪府大阪市東淀川区柴島1-3-1
51	神戸市立須磨海浜水族園	亀崎直樹	(078) 731-7301	〒654-0049 兵庫県神戸市須磨区若宮町1-3-5
52	城崎マリンワールド	田中信行	(0796) 28-2300	〒669-6192 兵庫県豊岡市瀬戸1090
53	姫路市立水族館	市川憲平	(079) 297-0321	〒670-0971 兵庫県姫路市西延末440
54	島根県立しまね海洋館	○砂田忠	(0855) 28-3900	〒697-0004 島根県浜田市久代町1117-2
55	島根県立宍道湖自然館	越川敏樹	(0853) 63-7100	〒691-0076 島根県出雲市園町字沖の島1659-5
56	市立玉野海洋博物館	坂口誠	(0863) 81-8111	〒706-0028 岡山県玉野市渋川2-6-1
57	社団法人桂浜水族館	永國雅彦	(088) 841-2437	〒781-0262 高知県高知市浦戸778
58	高知県立足摺海洋館	小南吉史	(0880) 85-0635	〒787-0452 高知県土佐清水市三崎字今芝4032
59	虹の森公園おさかな館	津村英志	(0895) 20-5006	〒798-2102 愛媛県北宇和郡松野町延野々1510-1
60	宮島水族館	山本一夫	(0829) 44-2010	〒739-0534 広島県廿日市市宮島町10-3
61	下関市立しものせき水族館	石橋敏章	(0832) 28-1100	〒750-0036 山口県下関市あるかぼーと6-1
62	海の中道海洋生態科学館	高田浩二	(092) 603-0400	〒811-0321 福岡県福岡市東区西戸崎18-28
63	長崎ペンギン水族館	楠田幸雄	(095) 838-3131	〒851-0121 長崎県長崎市宿町3-16
64	大分マリーンパレス水族館「うみたまご」	田中平	(097) 534-1010	〒870-0802 大分県大分市大字神崎字ウト3078-22
65	天草いるかワールド	濱崎英治	(0969) 22-2103	〒863-0001 熊本県天草市本渡町広瀬996
66	かごしま水族館	○荻野洸太郎	(099) 226-2233	〒892-0814 鹿児島市本港新町3-1
67	沖縄美ら海水族館	内田詮三	(0980) 48-2742	〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川424

[◇会長、 ◎副会長、 ○理事、 △監事]

付録4－2 維持会員名簿

平成22年6月1日現在

協力会員

(公財)東京動物園協会	110-0007 東京都台東区上野公園 9-83 上野動物園内
(財)東山公園協会	464-0803 愛知県名古屋市千種区田代町瓶权 1-62
(社)大阪市天王寺動物園協会	543-0063 大阪府大阪市天王寺区茶臼山町 6-74 天王寺動物園内
(財)神戸市公園緑化協会	657-0838 兵庫県神戸市灘区王子町 3-1-1

賛助会員

株式会社 鬼工房	101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-48
川原鳥獣貿易株式会社	108-0073 東京都港区三田 4-1-37
株式会社 南北貿易	650-0033 神戸市中央区江戸町 98-1 東町・江戸町ビル 907号
伊豆中央水産株式会社	410-2211 静岡県伊豆の国市長岡 240-1
学校法人 川原学園	276-0046 千葉県八千代市大和田新田 1093-8
カロラータ株式会社	112-0002 東京都文京区小石川 5-37-6 M.ONEビル
有限会社 エーデプラン	271-0074 千葉県松戸市緑ヶ丘 1-57 緑ヶ丘ローヤルコープ 105
株式会社 南海エクスプレス	556-0011 大阪市浪速区難波中 1-10-4 南海野村ビル 12F
大成建設株式会社	163-0606 東京都新宿区西新宿 1-25-1
有限会社 月夜野ファーム	379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 2250
サラヤ株式会社	546-0013 大阪市東住吉区湯里 2-2-8
旭有機材工業株式会社	101-0047 東京都千代田区内神田 2-15-9 内神田282ビル 3F
株式会社 プレック研究所	102-0083 東京都千代田区麹町 3-7-6 麹町PRECビル
株式会社 大建設計	141-0022 東京都品川区東五反田 5-10-8
カムテック株式会社	164-0014 東京都中野区南台 1-2-5
日本テレビ放送網株式会社	105-7444 東京都港区東新橋 1-6-1
株式会社 日建設計	102-8117 東京都千代田区飯田橋 2-18-3
株式会社 有竹鳥獣店	103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-3-4
エポキシ工業株式会社	388-8006 長野県長野市篠ノ井御幣川 799-1
株式会社 新興運送	343-0003 埼玉県越谷市船渡 1381-1
株式会社 伊藤園	534-0014 大阪府大阪市都島区都島北通 1-23-18
株式会社 サン・アロー	111-0042 東京都台東区寿 3-15-14
小岩金網株式会社	111-0035 東京都台東区西浅草 3-20-14
株式会社 フナバシファーム	273-0046 千葉県船橋市上山町 2-465
玉野総合コンサルタント株式会社	461-0005 愛知県名古屋市東区東桜 2-17-14 新栄町ビル
東興株式会社	141-0031 東京都品川区西五反田 8-2-5

ホクセイ機装株式会社	950-3304 新潟県新潟市北区木崎字尾山前 876-3
株式会社 菱晃	103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1
株式会社 昭和	630-0142 奈良県生駒市北田原町 2443-1
岡山理科大学専門学校	700-0003 岡山県岡山市半田町 8-3
新菱冷熱工業株式会社	160-8510 東京都新宿区四谷 2-4
住友精密工業株式会社	104-6108 東京都中央区晴海 1-8-11 オフィスタワーY8F
荏原エンジニアリングサービス株式会社	144-8610 東京都大田区羽田旭町 11-1
株式会社 ココロ	205-8556 東京都羽村市神明台 4-9-1
株式会社 ヒューゴ	540-0035 大阪市中央区釣鐘町 1-6-6 大手前ヒルズ 202
オリエンタル酵母工業株式会社	174-8505 東京都板橋区小豆沢 3-6-10
高研株式会社	542-0081 大阪市中央区南船場 2-10-21
共和通商株式会社	101-0047 東京都千代田区内神田 1-15-5 水口ビル
株式会社 総合設計研究所	102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-9-4
株式会社 山一製作所	800-0064 福岡県北九州市門司区松原 3-4-2
倉敷芸術科学大学	712-8505 岡山県倉敷市連島町西之浦 2640
北陸製菓株式会社	921-8056 石川県金沢市押野 2-290-1
ホクト環境システム株式会社	761-0321 香川県高松市前田西町 674-2
株式会社 夏目	380-8552 長野県長野市アーツ 12-12
フリュー株式会社	150-0032 東京都渋谷区鷺谷町 2-3 COMSビル 2階

付録5. 一般配布刊行物一覧

書名	発行年・区分	単価(円) [送料別]
新・飼育ハンドブック 動物園編		
第1集 繁殖・飼料・病気	1995 単行	@ 2,625
第2集 収集・輸送・保存	1997 単行	@ 2,625
第3集 概論・分類・生理・生態	1999 単行	@ 2,625
第4集 展示・教育・研究・広報	2005 単行	@ 2,625
新・飼育ハンドブック 水族館編		
第1集 繁殖・餌料・病気	1995 単行	@ 3,150
第2集 収集・輸送・保存	1997 単行	@ 3,150
第3集 概論・分類・生理・生態	1999 単行	@ 3,150
第4集 展示・教育・研究・広報	2006 単行	@ 3,150
飼育ハンドブック 動物園編		
第2集 展示・生理・人工哺育	1976 単行	@ 945
第3集 捕獲・輸送・保定・事故防止・脱出防止・馴致調教	1977 単行	@ 945
第4集 教育普及・動物舎・汚水処理	1979 単行	@ 945
飼育ハンドブック 水族館編		
第2集 収集・運搬・展示	1976 単行	@ 945
第3集 飼育水管理・施設運用・水族による事故・馴致調教	1978 単行	@ 945
第4集 教育普及活動・飼育管理上の問題・昆虫類飼育展示	1979 単行	@ 945
第5集 分類・生態・総論	1982 単行	@ 945
新・飼育ハンドブック 資料編・繁殖関係資料	2005 単行	@ 3,675
飼育ハンドブック 資料編・改訂版(長年飼育記録)	1992 単行	@ 1,365
動物園基礎理論討論誌 - 明日の動物園・水族館		
創刊号「動物園の基礎知識に関する11章・他」	1984 単行	@ 788
第3号「水族館に関する国際シンポジウムから」	1990 単行	@ 788
第4号「会友から見た動物園・水族館の現状と将来について」	1992 単行	@ 788
第5号「世界動物園保全戦略 公式抄録」	1994 単行	@ 788
第6号「動物園の将来 2005年」	1996 単行	@ 788
動物園水族館雑誌(学術雑誌)	年4回	送料供年 5,250 (1冊単価 1,313)
タンチョウ飼育マニュアル	1988 単行	@ 1,050
両生・爬虫類の繁殖情報	1989 単行	@ 1,050
日本動物園水族館年報(公益関係等よりの文書申込で頒布)	年1回	@ 10,500
事業概要(報道、公益関係等に配布)	年1回	無償

(社)日本動物園水族館協会 〒110-8567 東京都台東区台東4-23-10 ヴェラハイツ御徒町402
 TEL. 03-3837-0211 FAX. 03-3837-1231 郵便振替 00140-1-55616

平成22年7月1日

2010年 事業概要

編集・発行 社団法人 日本動物園水族館協会

〒110-8567

東京都台東区台東4-23-10

ヴェラハイツ御徒町402

電話 03-3837-0211

印 刷 小竹印刷株式会社